

私達は 国家資格の

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

です



●労働安全衛生コンサルタントとは

労働安全衛生法第81条～第86条に定められている「国家資格」で、国が行うハイレベルの試験に合格し、**厚生労働大臣登録**を受けた「**労働安全衛生の専門家**」です。



●具体的な仕事の中身は

事業者の求めに応じ報酬を得て下記の業務を行い、事業場で働く作業者の安全と衛生の水準の向上を図る活動を**事業者と共に**効果的に推進します。

- ①安全衛生診断及びこれに基づく指導・助言
- ②各種の安全衛生教育及び講演
- ③作業手順書の作成または作成指導
- ④リスクアセスメント活動の指導・助言
- ⑤安全衛生管理規程の作成並びに効果的な安全衛生管理体制作り

●日本労働安全衛生コンサルタント会とは



労働安全衛生法第87条に基づくわが国唯一の団体です。**創立**は昭和58年4月です。コンサルタント会は、**全国のコンサルタントの品位の保持とその業務の進歩改善**のための業務を行っており、その業務は厚生労働大臣の監督に属しています。

会員数は約2500名で、47都道府県に支部があります。 **詳細は当会ホームページで!**

●専門家集団の内訳は

職場の安全管理、衛生管理全般について、**十分な知識・経験を有し**、次の分野の専門家です。

【労働安全コンサルタント】

- ①機械設備や電気設備等による**災害防止**(機械・電気)
- ②建物・橋・道路等の建設時、維持管理時の**災害防止**(土木・建築)
- ③化学物質・爆発火災の**災害防止**(化学)

【労働衛生コンサルタント】

- ①粉じんや有害化学物質による健康障害予防対策・腰痛予防・メンタルヘルスなどへの対応(保健衛生)
- ②職業性疾病防止のための工学的対策(労働衛生工学)



コンサルタントは、長い年月にわたり企業の安全衛生業務を担い、また**安全及び産業保健スタッフ**として最高の技術を体得してきた者で、現在も活躍している専門家です。

★**産業界で体得した最高のノウハウ**を皆さま方にご伝授します。★

●相談・指導を受けた事業場の情報が知られないか



コンサルタントには労働安全衛生法第86条第2項によって次の**守秘義務**が課されています。安心して御相談ください。

「**コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなった後においても同様とする。**」



一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F

TEL03-3453-7935 FAX03-3453-9647

http://www.jashcon.or.jp E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法 (労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント関係)

○ 業務

第81条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

○ 労働安全コンサルタント試験

第82条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行なう。

○ 労働衛生コンサルタント試験

第83条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行なう。

○ 登録

第84条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

○ 義務

第86条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなった後においても、同様とする。

○ 日本労働安全衛生コンサルタント会

第87条 その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

4 コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5 厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6 コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない。